

平成27年度 第25回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成27年6月22日

開会 午前10時00分

○事務局（日下課長代理） お待たせいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第25回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきます。

初めに、ただいま御出席をいただいております議員の皆様方は、4名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立していることを、御報告申し上げます。

なお、御出席予定の藪根委員、田中委員におかれましては、事情で少し遅れておりますので、御報告をさせていただきます。

それと、大久保委員におかれましては、本日所用のため御欠席をされております。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から御説明させていただきました傍聴要領に従いまして、御清聴いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

また、報道関係者の皆様におかれましては、あらかじめ事務局から御説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げとならないよう取材のほうをお願いしたいと存じます。御協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長北辻より御挨拶を申し上げます。

○北辻局長 今年度から環境局長に就任いたしております北辻でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

第25回路路上喫煙対策委員会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、路上喫煙対策委員会に御出席を賜りまことにありがとうございます。委員の皆様方には、それぞれの分野の第一線におきまして御活躍され、大変御多用にもかかわらず、平成26年度は都島区京橋地域の路上喫煙禁止地区指定

につきまして、山西委員長を中心に答申を取りまとめていただき厚く御礼を申し上げます。

いただきました答申に基づき、平成27年2月1日に都島区京橋地域を2カ所目の路上喫煙禁止地区に指定をいたしております。

本日の委員会におきましては、平成26年10月31日の禁止地区告示以降の取り組みと現状につきまして、都島区役所から御報告をさせていただきます。

また、たばこ市民マナーエリア制度について、新しい団体からの御応募がございましたので御審議をお願いいたしております。たばこ市民マナーエリア制度につきましては、平成20年度に全国初の制度として発足いたしました。7年が経過し一定の取り組みの成果もあらわれておりますが、特に大阪におきましては、たばこ等のマナーについての市民の声など苦情も依然として多いことから、このマナー向上の問題は引き継ぎ重要な課題であると考えております。今後とも、さらにこの制度を活性化して、市民の喫煙のマナー向上につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたりましての御挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（日下課長代理） それでは、本日は平成27年度初めての委員会でございますので、ここで委員の皆様の御紹介をさせていただきます。お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿順に御紹介をさせていただきます。

なお、お名前だけの御紹介とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

初めに山西委員長でございます。

○山西委員長 委員長の山西です。よろしくお願いいたします。

○事務局（日下課長代理） 清見委員でございます。

○清見委員 清見でございます。よろしくお願い致します。

○事務局（日下課長代理） 後藤委員でございます。

○後藤委員 後藤です。よろしくお願いします。

○事務局（日下課長代理） 田中委員は、ただいまのところ少し遅れられております。藪根委員でございます。

○藪根委員 藪根でございます。本日は遅れて申しわけございませんでした。よろしくお願いします。

○事務局（日下課長代理） 吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします

○事務局（日下課長代理） ここで、山西委員長に御挨拶をお願いしたいと存じます。

○山西委員長 皆さん、おはようございます。座ってやらさせていただきます。

昨年度は、京橋地域の路上喫煙禁止地区の指定等につきまして、皆様から本当に活発な御議論をいただきまして、その結果無事指定がなされて、最後の懸案の問題となっておりました喫煙場所をどこに設置するか、どういうふうな形で設置するかということに関しましても、非常にスムーズに設置場所を地域の皆様、それから大阪市の方々、関係者の方々の御協力を得て設置ができ、現在非常にスムーズな運営が行われてるように聞いております。きょう、また詳しく御報告があるかと思しますので、そういう昨年度のまた実績、その効果等も勘案しながら、新たに今年度の課題に取り組んでいきたいと思しますので、どうかよろしく御協力お願いいたします。

○事務局（日下課長代理） ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。次に、先ほど御覧いただきました委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第25回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した冊子でございます。さらに、審議会等の設置及び運営に関する指針（抄）解釈・運用の手引きでございます。資料等漏れはございませんでしょう

か。委員の皆様の方には、たばこ市民マナー向上エリア制度応募団体資料もお配りをさせていただいております。

それでは、これ以降の議事につきましては、山西委員長に進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願いいたします。

○山西委員長　それでは、早速議題に入らせていただきます。

一つ目の議題である路上喫煙対策取り組みの状況について、事務局の方から御報告をお願いいたします。

○金箱課長　事務局を担当しております環境局事業管理課の金箱です。

まず、私の方から委員会の資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

この資料の1ページ目をお開きください。これまでの路上喫煙対策に関する取り組み状況でございます。全般的なことをまず御説明させていただきまして、進めていきたいと思っております。

皆さん、既に御承知かと思っておりますけれども、大阪市での路上喫煙対策は平成18年度からスタートということで、当時関係する部所、環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局共同で、この路上喫煙対策事業に向けてどういうふうな形でということ議論をスタートさせました。

平成19年4月1日には、その議論の結果、大阪市路上喫煙の防止に関する条例が施行できました。その後、同年4月25日に路上喫煙対策委員会を開催いたしまして、条例の中でこの路上喫煙対策に関しまして、いろいろ重要な施策、それから主な禁止地区、こういったことにつきまして議論をいただくということになっております。この対策委員会を開催いたしまして、路上喫煙禁止地区の指定をどうするか、それから路上喫煙の防止の推進に関する重要事項、こういったことを進めていかなければいけないかということ、議論をスタートいただきました。

その後、7月になりまして路上喫煙の禁止地区といたしまして、大阪市の最初の禁止地区、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定いたしました。指定をした後、

周知期間等含めまして、10月1日からこの御堂筋路上喫煙の禁止地区におきまして、過料1,000円の徴収を開始いたしました。

その後、この19年に条例がスタートし禁止地区がスタートしたんでございますが、この禁止地区だけでは、もともとの条例の趣旨であります、たばこのマナーを向上させてたばこを吸う人と吸わない人、両方が共存していくというようなことを推進する、そのためには、禁止地区だけでは果たせないであろうという観点から、たばこ市民マナー向上エリア制度ということにつきまして、いろいろ議論を重ねていただいた結果、平成20年度に地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や協働することで、地域社会におけるマナー意識を高め、安心、安全で快適なまちづくりを進める、そういった目的で全国初の取り組みとして、たばこ市民マナー向上エリア制度がスタートしたところです。

その後、禁止地区とこのたばこ市民マナー向上エリア制度の両輪で、大阪市の路上喫煙対策事業を進めてまいりましたが、一方、こういうような条例も他都市にも広がるとともに、他都市におきましてもこういう禁止地区の拡大、特に関西では大阪、当然第一番目に初めてスタートしたところでございますけれども、京都市、神戸市でもそういう禁止地区の取り組みが始まりました。なおかつ、そういうところでの拡大という動向もございまして、平成24年12月には今後の路上喫煙禁止地区にかかる考え方、そういう全国的な禁止地区の拡大という動きを見据えた上で、大阪市としてどのように禁止地区を今後考えていけばいいか、ということをお諮りさせていただきまして、翌年平成25年6月11日路上対策委員会として、「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」という答申をいただいたところで。この答申の内容としましては、そこに括弧囲みで書かせていただいておりますけれども、2点大きなポイントがございます。

1点目は、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断されたい。2点目といたしましては、実施地区の区域

(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい、という考え方で御堂筋に続く禁止地区の拡大、そういうところについて考えてもらいたいという、そういう答申をいただきました。これを受けまして、大阪市としましても24区にそれぞれの意見等をお聞きする、そういう機会を設けました。

続いて2ページに移らせていただきます。そういった平成19年度の条例施行から平成25年の答申を受けた後に、各24区にお聞きした結果、都島区役所さんにおきまして、地元とのいろいろの話し合い、調整の上、都島区京橋地域の禁止地区指定についてスタートが切られました。

まず、一番上に書いております括弧書きの京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会。これはここに書いておりますとおり、地元の協議会や町会、それから区役所、それから環境事業センター等の各行政機関、それから京阪とかJRなどの鉄道事業、そういうのは一体総合的に参加いただき、京橋地域をどのように魅力のあるまちづくりにするかということで、スタートしていただいていたそういう団体でございます。そういう団体の中で、平成25年5月22日、京橋地域の路上喫煙禁止地区指定に向けて考え方が説明された上、いろいろと議論を重ね、それから実際に路上喫煙の状況の実態調査、これは都島区役所さんにおいて実施されたところでございますが、毛馬・桜ノ宮及び京橋地域の活性化調査ということで、喫煙状態の喫煙状況の実態調査。実態を把握しまして、また再度この協議会に諮られたという経過でございます。

その上で、地域から声があがった段階であと区政会議、それから再度まちづくり協議会等で詳細というか、議論を重ねるだけ重ねまして、平成26年の6月に都島区役所として京橋の地域、具体的には範囲、そういうのを提案されまして、この路上喫煙対策委員会にお諮りいたしました。

実際ありまして、ここが大阪市内で第2番目の禁止地区としてこういった形で進めていくかというのが、平成26年6月からスタートいたしました。その後の事務手続は、ここに書かせていただいておりますとおりのパブリック・コメント、それから対策委員会、先

ほど委員長からのお話もありましたとおり、対策委員会ではさまざまな意見、この京橋の禁止地区を実効性、効果のあるものとするためにはどうしていけばいいかといったところにつきまして、さまざまな観点からいろいろ意見が出されて3回の委員会の議論の後、平成26年10月に「新たな『路上喫煙禁止地区』（都島区京橋地域）の指定について」の答申をいただいたとございます。その後、10月31日に告示を行い喫煙所設置も翌年27年1月に設置が果たせて、27年2月から禁止地区の指定、過料徴収の開始を行い、現在に至ってるところでございます。

ざっとした、まずは路上喫煙の防止対策の事業から、今回の都島区の京橋地域における大阪市2番目の禁止地区指定についての経過につきまして、資料に基づきまして御説明させていただきました。

続きまして、ちょっと具体の中身につきましては、都島区役所さんのほうにちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○都島区小田課長 おはようございます。都島区役所の小田です。ありがとうございます。お久しぶりです。

経過と概略は今、環境さんのほうから御説明がありましたので、去年の10月31日以降の2月1日に向けての動きと、それ以降現時点までという形での御報告をさせていただけたらと思っております。

10月31日に告示をいただきまして、2月1日に向けてどんな形の啓発なり、周知を行っていかないかということ取り組みをさせていただきました。当然いろんな形で路面シートとか標識とかつけさせてもらうための手続をさせてもらいながら、その前段で26年6月から区の広報誌を使いながら、禁止地区指定に向けてのいろんな形の仕掛けの啓発というか、広報活動を地道にさせていただいたというのがあります。

それ以降、京橋の協議会で自転車対策という毎週やってる撤去活動に合わせて毎週やらせてもらうのと、月2回に夜間啓発いうのを、晩に7時半からやってる夜間啓発

にあわせてこれも11月以降今も継続しています。それから、ゆめまちロードOSAKA、道路清掃もあわせてやるときにも連続で啓発をさせていただいたと。

区内のたばこ商さんとの連携も含めて、協働で現地でも毎月清掃活動とあわせて啓発をさせてもらって。それから、事前の啓発効果とか周知行為も含めて1月14日から月末まで、各日2時間、場所を変えながら路上喫煙禁止になりますという啓発、業務委託という形で実施させていただきました。

それから、あわせて環境さんのほうから指導員さんの施行の事前啓発という形で1月13日から月末まで。それから、北部環境事業センターさんの御協力いただいて、広報車によるアナウンスを2月の末まで。それから、地域のイベントで呼びかけていて、いろんな事前啓発をさせていただいた。地域のお祭りとか、環境局のイベントとかに出向いてやらさせていただいたというような形。それから、1月には4都市の合同啓発と一緒に、京橋で事前にやらさせていただいたというのと、環境さんのほうでストリートフェスタを使って、また啓発もお願いをした。

それから、ポスター、チラシに関しましては区内の各全地域に掲示をお願いしたり、商店会連盟さんにも各商店に掲示もお願いをしたり、それから、ポスティングによるエリア内全戸ポスティングをさせていただいたり、コムズガーデンとか中央商店街そこから辺で片っ端からお願いをしたというのと、あとエリア内の民間ビルのところにもお願いに行っ、タクシー会社さん含めて、チラシをお配りさせていただきながら事前啓発を実施してきたという経過がございます。

次に、ポスターにつきましてはいろいろ掲示がありますので、電鉄会社さんをお願いをしに行ったのは、1月26日からということで直前啓発ということで、駅構内に貼っていただくような形でお願いをして、これを1週間単位でお願いをしたという形と。

あと、お気づきやったと思うんですけども、京橋の連絡通路のところでキャッチとか自転車とかごみをほかさないとかいう啓発の文言とかを7時から夜の11時ま

で15分置きに流してるんですけど、そこに路上喫煙の禁止地区指定を新たに足し込みまして、今ずっと流れているということになってます。だから、自転車から客引き後に喫煙禁止というような形ですと15分置きにプラスアルファして流させていたでいるということは今もやっております。これは指定管理者である駐輪場の業者さんのところでお願いをしてるということです。

それから、1月には市長会見をさせていただいて、市長のほうから指定しますよということをお願いをしてもらったと。御周知をお願いしたというのと。

1月26日に日本たばこ産業さんのほうから御寄附をいただいた形で京橋のところの広場のところに喫煙所を設置して、月末までは清掃活動、清掃の御協力をいただいたと。2月1日以降に関しましては、市のホームページとか、モニターとか電光ニュースに掲載させてもらうのと同時に、この広報誌についても2月1日以降に禁止地区の指定掲載と、4月号ではちょうど2か月ぐらいたってましたので、禁止前と禁止後の写真の掲載みたいなもの、ちょっと極端ではありましたが掲載させていただいたというのと、4月号から逆にたばこの喫煙による健康被害みたいなもんも訴えていこうということでコラムを毎月掲載を始めている。それから、全市版2月号には禁止地区の指定地域の掲載もさせていただいた。現時点での京橋の協議会のほうで毎月行っている啓発活動についても、これからもやっていくという形で今取り組んでいる。喫煙所清掃につきましては、2月1日から業者を入れて清掃活動させて、清掃させてもらってるというのと。

あと大きな効果というのか、これをやった結果というのか、形なんですけれども、ちょうど2月1日に路上喫煙禁止になると同時に、京橋の駅前にいっぱいごみ袋とかごみが散乱してた状況が山積みになってたとかいうのを御存じだと思います。直前1週間ぐらいの間にあっちこっち調整させてもらって、2月1日の直前に全部を撤去しました。ごみ袋がもうぶら下がってませんし、駅前広場のところの看板の横にごみが野積みされてた状況があったんですけど、あれも撤去しました。ごみ置かれんようにち

よっと植栽植えたりしながら、京阪さんとかJRさんとか自転車の駐輪場の業者さんとか、いろんなところで御協力いただきながら清掃活動をあわせてやりながらみたいな形で、環境さんにもお願いしながら、ごみ置いたらすぐ撤去するという形でこの間やってきてごみをほられんようになりました。

また、京橋の広場でたばこ吸う人は喫煙所で吸うてくれはるようになってきて、通行される方とか地元の方々は、ものすごいかたまって向こう行って住み分けになったみたいな形のお話を頂戴しながら、座りながらたばこを吸うて缶ジュース飲んだり、ビール飲んだり、弁当食べたりして、そのまま放置するという行為が少なくとも以前より減ってます。

ただ、やっぱり缶カンほられるのはまだほられてます。そんなんを清掃活動しながらということになってますけど。明らかに京橋のエリアの中で、たばこの吸い殻が落ちなくなりました。これもう明らかですよ。

地元のお住まいの地域の方々なんかも、地元の会議の中でようやったというような褒めの言葉もいただいたり、やっぱり歩きたばこを手前みそではありますけど、非常に見なくなりました。これすごいことやと思ってますし、地元の方も商店街の方も京阪さんなんかも、やっぱりかなりないよねという話になってきたのと。

そのたばこ吸うてる人が歩いてはったり、たばこを吸おうとしはったときに、ここ吸ったらあかんとこやでと言って、地元の方々が声かけれるようなことができるような担保になったというのと。

京阪からJRの乗りかえ口のところで結構人通りが多い中で、たばこ吸うてはる人ようけいてはったり、横へ寄ってたばこ吸おうみたいなことしてはる人がいてはる状況を、乗りかえの通勤客の御本人さんたちがここあかんとこやから向こう行って吸いと言うて、誘導してくれるような声かけもあったり、何かええ感じで動いてるなどというのは全体的な感想として行政は持っておりますし、地元の評価もおおむね良好に過ぎてると。

ただ、ゼロではないです。こればかりは地道にやっていくしかないんで、いきなり百・ゼロの形にはならないというのは、当初からお話はさせてもうたところですけど、徐々に意識が上がってきたり、吸うたらあかんとかやということをわかっていただくようなことで、コムズガーデンの上でも明らかに座ってたばこ吸うのは減りましたし、そんな形で徴収員さんの効果もあるとは思いますが、そんな形で進んでるということに関しては、非常に喜ばしいことやというふうに、地元も含めて感想を持ったというところです。

大きいのは、環境さんのところには入ってる可能性はあるんですけど、区役所に直接2月1日前後から苦情が1件もありません。これは非常に、1日への施行の日に京橋の辺うろうろしてたんですけど、皆さんが何かあったら言うたるわみたいなこと言ってくれてはったんですけど、一定覚悟はしてました。クレームなり文句なり、いろんなことが出てくるかなと思ってましたけど、直接区役所にクレームとか苦情とかいうのは入ってきてません。ちょっと1週間ぐらいは覚悟していかなあかんみたいなことを担当としては思ってたんですけど、意外とスムーズにいったかな。事前的なものでかなりのことをやりましたので、短期間とはいいいながら集中的に頑張らせていただきましたのでその効果と、乗りかえ客含めて啓発をしてましたので、その関係もあったかなと思いますが、地元からお声が上がってやってきたというところの仕掛けの仕方で、こういう形につながってるのかなということが私どもとしても喜ぶところです。

このような形で現時点でも啓発は続けながら、まだいつやめるなども考えておりませんので、ずっと啓発はしながら地元の方のお力いただきながら啓発を続けていこうというふうに考えてるところです。ありがとうございました。

○金箱課長　　続きまして、この路上喫煙対策取り組み状況ということで、あと何点か御報告いたします。

8ページをお開きください。8ページは過料処分件数ということで、今これは既に

過去からずっと平成19年度からの数値は、繰り返し繰り返しの御報告なんですけども、平成26年度今回の部分につきまして御報告いたしますと、26年御堂筋及び大阪市役所等につきましては、1年間ということで5,459件。これは、わずかでございますけれども前年度よりも減っております。あともう一遍、先ほど報告あった27年2月からの都島区京橋につきましては、2月、3月で557件ということで合計6,016件ということでございます。

御堂筋につきましては、わずかですけれども減っておりますが、まだまだ数字がある程度横並びというか、なっとりますけれども、最近の傾向といたしましてはやはり外から来られる観光客、こういった方がやはり知らなくてたばこを吸ってる、それをこちらの指導員が説明して過料徴収するというふうなことが、過去の年度とは違った点かなと、ちょっと分析までは至っておりませんが、日々の事務処理の中でそのような感覚を持っております。

続きまして、市内全域の定点調査喫煙率でございます。9ページでございますが、これは従来からまず禁止地区といたしまして、淀屋橋以下6カ所の点、それからたばこ市民マナー向上エリアで参画いただいているところにつきまして、大阪駅前の東側の横断歩道以下5カ所、それから上記禁止地区、向上エリア以外の点ということで、それぞれ定点調査を実施、26年度も行っております。

条例が施行される前につきましては、一番左端の平成18年度の3回分ということで、それぞれ禁止地区では2.57%、たばこ市民マナー向上エリアのところは0.81%、それから上記以外では2.30%ということで、全部の通行者数で路上喫煙のたばこ吸ってる方の数を割ったポイントですけれども、1.77%という状況でございましたが、やはり減少傾向にあるということで26年8月にも禁止地区では0.16、たばこ市民マナー向上エリアでは0.08、それから上記以外では0.47ということで、上記3つ合わせたところ0.25ということで。これは、去年までこの25年度までもが減ってはございましたけれども、ほかの都市、先ほどちょっと触れた4

都市の会議というのがございます。京都市、神戸市、堺市、大阪市で、それぞれの路上喫煙の対策を担当してるところが集まって、いろいろと議論するそういう会議の場なんですけども、なかなかその場では大阪市やはりまだまだ改善しないといけないというところ感じておりましたけれども、幸いにも26年度はそれからまた少し減っておりますので、他都市にもおくれればせながら肩を並べつつあるのかなという状況でございます。10ページがその喫煙率の折れ線グラフで、見ていただきましたら、やはりこのグラフでも下がっていったという傾向を見ていただけるのかなと思います。

それから11ページでございますが、昨年、平成20年度に全国初の取り組みということでスタートいたしました、たばこ市民マナー向上エリアの活動団体の一覧でございます。24区全てで数はばらつきございますけれども、1団体以上参画いただいております。全区合計で69団体というのが27年5月1日現在の状況でございます。

続きまして、その次のページ以下がその団体の年間の活動報告でございます。清掃活動、それから啓発ティッシュなど配布してやっていただく、それからクリーン祭りとかそういう地元であるイベントに参画いただいて、そこでの啓発活動ということが報告されております。

また、京橋の京橋地域の禁止地区の指定前に各団体ということで、この路上喫煙対策委員会に出席いただきまして御報告いただきました東淀川区の相川の学生の街というところでは、大学にも出向いて大学のそういう学園祭というか、そういうところにも参加いただいて学生にも周知いただいているということで、いろいろそれぞれの団体で考えて活動いただいているところを報告させていただきます。69団体全てにつきまして逐次御説明はちょっとできませんけれども、それにつきましては後ほどまた御一読いただければと思います。

簡単ではございますけれども、路上喫煙対策の取り組み状況ということで、御報告以上にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○山西委員長　　どうもありがとうございました。我々、現委員がかかわった昨年度の京橋地域の指定が非常に効果が上がってるということで。恐らく、これは地域からあがってきた声を丁寧にひらい上げながら地域の人を中心にやってくれたその結果じゃないかなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対しまして委員の皆様からの御質問、御意見等ございましたらいかがでしょうか。

○田中委員　　どうも遅れまして申しわけございませんでした。

ちょっと感じたことを申し上げます。まず、京橋地域のたばこの吸い殻も出なくなったとか、歩きたばこを見られなくなったというようなお話があって、これ苦情も出ずスムーズに進んでいったという話なんですけれども。

やはり、禁止区域指定前から地元の協議をずっとやっていって、その結果、やはりその後に指定後も協力してくれる方がいらっしゃるということなので、これまさしく、市民が参加して最初から区域指定の前から市民参加してやってこられたというのは、すごく貴重な協働のまちづくりの事例ではないかなというふうに思ってます。今後もそういうふうなスタイルでやっていけたらいいかなということで、ちょっと感じてます。

もう1点なんですけれども、ちょっと8ページのところで数字なんですけど、ちょうど過料処分の件数なんですけれども、これ平成20年から21年ちょっと数字が上がってきてますが、これはどういう原因なのかということと。

それから、先ほど外からの観光客の増加というお話がございましたけれども、大阪でも見えますと、やはり外国人の方の観光客がかなり多くなってきてまして、免税店とかも整備するという国の方針もあるのですが、そういう中でエリアの啓発活動に非常に限界が出てくると、例えば英語ですとか、中国語ですとか、そういう対応も必要になってきたり、外からの観光客というところでいうと、外国人の方にどういうふうにお伝えしていけばいいのか、どういうふうな啓発をしていけばいいのかというところ

ころですごく悩むところではありますが、今後そういうふうな対策をやはり考えていく必要があるんじゃないかなということで、ちょっと感じております。以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。

もし何か、事務局のほうでわかる可能な限り、何かありましたら、特に平成20年度から21年度に増加した理由であるとか、昨今の外国人観光客の増加に対する対策で、特に注意を払ってる点とかありましたらお願いいたします。

○金箱課長　まず、過料処分の20年度、21年度の増加というの、これちょっとそこまでも分析ははっきりとしてませんが、ただ19年度が10月からスタートして半年くらいということで、実質は20年度から過料処分が実質1年間スタートした。20年度は当然当初の年、まだまだ20年度、21年度そこら辺の看板とかそういうのは十分やったつもりなんですけれども、そこまでサラリーマンとかビジネスマン、それから御堂筋を歩く方に周知が行き届いてなかったということで、やっぱりたばこ吸う人は吸うてしまうと。そこで、私ども指導員が徴収をしたと。

その後22年度23年度につきますと、今度はビジネスマン、サラリーマンの方はほとんどわかってるから、御堂筋ではという言い方は失礼ですけども、極力吸わないということで。逆に、ほかのどこから来られた学生さんとか観光客、それからたまたま来られた方、こういう方が吸うということで、ずっと22、23、24と徐々に一定のところにきてるのかと、そういうふうな感覚でございました。

ところが、26年度、今年度につきましては、やっぱりそういう過料徴収の書類を見てますと、やはりそうじゃない、先ほど委員からも御指摘があったように、外国からの方とかいう方も、そういうところで名前はわからないけれども、そういう外国の方とかいうことの手書きで上がってる所ありますんで、先ほど申したのはそういう点で、詳細それは何件あってということで、数字をつかんでおらない中で話をしまして申しわけございませんけれども、そういうところがあるのかなと。

もう1点、これは当然たばこだけやなしにごみの関係もそうなんですけれども、や

はりそういうごみのところ、たばこのこういうパンフレット、リーフレットそこに当然中国語、それからハングル語、それから英語、こういうのは入れていく必要性はあるというふうには考えておりますが、まだそれを実行にはちょっと移せてはおりませんので今後の大きな課題だと思っております。

答えにはなっておらないかもしれないけれども、以上です。

○山西委員長 ありがとうございます。委員の方々、吉田委員。

○吉田委員 意外と言っては語弊があるんですけども、そこまでうまくいってるのかなと、京橋でというのが正直な印象でございます。

実は私も気になって、この間、仕事の関係で京橋駅前をですね、確かにおっしゃるとおり、かなり減ってる。全くゼロではなかったんですけどもね。そら、そういう意味では今の御説明はやっぱ効果があったんだと本当に努力に敬意を、そしてなんですけれども。

ただ、区役所に苦情はなかったという御説明があったんですが、現場の指導員さんレベルで、本当にそういうトラブルなかったのかなというのが1点お尋ねしたい点が一つ。

それともう1点は、これ成功の一つの要因として、やはり吸う方の場所の確保、そういうものを我々も委員としていろいろ腐心したとこなんですけれども。今回それが適切であったのかどうか、その評価ですね、もう少し離れた場所という当初の案もあったように記憶しておるんですけども。やはり吸われる方、吸われない方それぞれの件と言いますか、その辺のうまくそういうことをたもたないと無理が生じるだろうという判断があったわけなんです、今回設けられた設置場所がいかがであったか、その評価もお聞かせいただけたらと思います。以上です。

○山西委員長 ありがとうございます。お願いいたします。

○金箱課長 まず1点目、吉田委員からの、対応というか苦情というかその点に関しましては、未だ、まだ京橋だけじゃなしに御堂筋でも、中にはそういうことについ

て理解していただけない、何で払わなあかんねんやということの方もいらっしゃるし。当然それについてきっちり不服を言うという方もありますんで。路上喫煙に関して、当初ほどではないとはちょっと思っておるんですけども、決して全員が全員わかって理解して対応いただけるということやなしに、環境局の指導員さんは絶えず現場で、やはりいろいろと言われながら対応してるというのは事実です。

ただ、幸いにも先ほど都島区役所の小田課長からもありましたように、もっと京橋でやはりあそこのコンコースのところでいろいろと話が出て、なおかつ、通行人が多いんでほかの方もわあと言うてくるかなという想定はあったんですけども、それは今のところ一例も聞いておりませんので。やはりある程度まとまったところ、それから今の区役所からもお話ありましたように、いろんな手段でこれまで取り組んでいたって、そういうところがやっぱり効果があって、京橋のほうはうまいこといってると思います。やっぱり御堂筋でもまだまだ、やはり全て会話取っておりますけれども、問題なく取れてるということじゃないというのは一言御説明いたします。

それから、設置場所、喫煙所設置場所につきましては、ちょっと私どものほうも状況は見ておりますけれども、どうかなという点についてはちょっとそこまで私のほうはまだわかってませんので、仮にもし都島区さんのほうがあれば一言あれですけど。私どものほうはちょっとそこまでまだコメントちょっとできてません。

○都島区小田課長　こちらの委員会のほうで、喫煙所を設置するという条件いただいて持ち帰りました。京橋の委員会開いて一定物議はありました。当然そうですね。つくらへんという方向でいったのに、つくらなあかんということが前提になったということになって、ひっくり返さないかんかったんで、ちょっと物議はありました。ただ、委員会のほうからつくらなあかんという理由がその住み分けとマナーの問題も含めてという答申をいただいたこともありますし、あれだけのエリアの中で、京橋の中でもたばこ吸う人いますし、実は私も吸うほうですから、吸う人間の気持ちもわからんでもないしみたいなのこの話の中で、一定、ではつくるという答申が出てるから

つくろうなというところで、前にもお話しさせてもらったコムズにつくるか、京橋の広場につくるか、私的にはその2カ所しかないという論議で話は進みましたけれども。実際に人の誘導のこととか動線の流れのこととか、それからやっぱりたまりの多いところっていうことになると、やっぱり多少でも離しながら人の目によく見えるところにつくっとく必要があるやろというようなことで、地元の人意見とか、いろんなところを反映してあそこになったという経過があります。

1カ所でええんかどうかというのは、ちょっと今後のこともあるかと思います。ただ、喫煙禁止地区になるのに合わせて、覚えておられるかどうかわからないんですけど、コムズガーデンの西側にビルの1階コンビニさんがありました。地下鉄上がったところにも灰皿置いてはって、コンビニさんの入り口にも置いてはったりしたんですけど、それもあわせて撤去されました。指定に合わせてうちも引き上げるわ言うて御協力いただいて、ポスターも貼ってくれはりました。幾つかのビルのところにもやっぱり大きい灰皿置いてはったところも幾つかあったんですけど、ここも自主的にうちもやめる言うて引き上げてくれはったみたいないなことがあって、総体的な意識の中で皆さんから御協力いただきながらやってきたみたいないな形になってるといのは、非常にええ感じやなと思ってますし、地元の方もお声かけていただきながら、いろんな形で有形無形の中で皆さんの意識を高めてもらってるという地元の協力みたいないなもんはやっぱり大きいなと思いますし、商店街さんなんかも御協力いただいてますしね。

清掃活動、いろんな方があそこを清掃してくれはります。私どももやってますし、環境さんもやってくれたりしてますけど、たばこ屋さんやってくれはったり、京阪さんとかJRさんとか、駐輪場業者さんもやってくれたりするんで、やっぱりきれいにしようということを意識づけていくと、やっぱりきれいになっていくんかなみたいないなところ、続けていくその根気の問題がなえたらいかんねんやろなというところは感じてるところです。

今後2カ所にするのかどうなんかなみたいないなことも踏まえて、当面は今の経過を見な

がら、定点観測なんかも統計取っていかなあかんなと思ってますし、そんな中でやと思ってますけれども。

たばこ吸う人、吸わん人がありますが、吸う方のその習慣性みたいなもんがかなりあるかというふうに思ってますんで、たばこそこでやったら吸えるんやみたいな習慣性がついてしまうと、意外といけるかもしれんなみたいな思いもゼロではないです。ただ、現時点でその路上喫煙がゼロにはなっていないですし、たばこの吸い殻も落ちてますし、ごみも落ちてます。ただ、要はだんだんだんだん減ってきて、いづれなくなるような方向に進めばいいかなということで、少し気長に見ていかないかんことやと思ってますんで、こんな感じで地元の取り組みも何か力入れ過ぎて後で息切れせんような形で続けていけたらなというふうに思ってます。

○山西委員長　　ありがとうございます。清見委員のほうで。

○清見委員　　今、報告を聞いてました。喫煙所つくって非常に効果があったということをお伺いして非常にうれしく思っております。去年、そういう意見はすごく強調しまして、御協力いただきました都島区の小田課長、金箱課長、J Tの方には非常に、この場をかりまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それで今ちょっと、私のほうの組合では中央区と浪速区というところがあるんですけども、先ほどの田中委員がおっしゃられたように、平成19年に路上喫煙禁止地区設定された状況と、今が非常に外国人旅行者がわんさかあふれてまして、非常に困られてると。当時は淀屋橋と難波という2カ所の喫煙所でPR効果高かったと思うんですけども、今やはり、千日前通りから心齋橋大丸前が非常に観光客の方が多いと。その辺の部分でやはり地元の方もマナー向上を努力してはるんですけども、やはりPR効果ある分で喫煙所の設置という部分も、今後考えていかないといけないのかなと。やはり、外国人方用の当然外国語のポスター、もろもろ、喫煙所もあれば御理解いただいて吸っていただけるので、その辺のところはまた委員会のほうで検討させていただきたいと思ってます。以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

外国人観光客等の増加に伴う対策ということで、もちろんチラシや、それから表示を英語、中国語、ハングル語等表示するというのはそうなんですけれども。指導員自身が実際指導しに行くときに、そのことをちゃんとできるかどうかというその辺の、指導なり研修なりというのは、もしあればお聞かせいただければと思うんですけど、どんなもんなんでしょうか。多分禁止地域やでというところあたりまでは英語なら何とかかなりそうかなと、過料で1,000円やというのはどうするんやろなど。それが中国語、ハングル語になってきたら、さらにどうなるのかなというあたり、少し気になりますので、お聞かせ願えればと思います。

○金箱課長　今の委員長の御質問ですけれども、一応、言葉としては手持ちの資料は持っていておると。ただ、やっぱり身ぶり手ぶり、それからそういう形で何かという形がやっていたらいいのか。ちょっとそこんとこ済みません、また私も十分意見交換してませんので確認して、今の委員長、それから各委員の意見をもとに、できるだけそういう外国人の方にも指導、わかるような形の指導をできるような形をちょっと考えて。だからベースとしての資料は持っていておるということで、御理解いただけませんか。

○山西委員長　ありがとうございます。清見委員。

○清見委員　御堂筋の千日前通りから心齋橋の間ぐらいに、もう1、2カ所くらい喫煙所をつくるというのは、やっぱり現状では難しい。指導員の方も大丸の前から「たばこ吸う場所どこやねん。」と言われて、まさか「道路1本外れたら吸えます。」とは指導員の方は言えないですよ。そうすると、淀屋橋まで行くのか難波まで行くのかというところで、一番今あそこがもう中央区の方も非常に困られてるところなんで、ぜひこれを機会に何とか前向きに御協力をお願いします。以上です。

○山西委員長　貴重な御意見ありがとうございます。あと、委員の方々よろしいで

しょうか。

そうしましたら、次の議題のほうに移らさせていただきたいと思います。

たばこ市民マナーエリア制度の活性化ということについて、少し田中さんのほうからも御報告あったんですけれども、さらに追加してということをお願いできますでしょうか。

○金箱課長　それでは、資料の22ページを御覧いただきたいと思います。先ほども今までの路上喫煙対策の取り組みのところで、触れさせていただきましたけれども、たばこ市民マナー向上エリア制度というのが平成20年度より全国に先駆けて、これはこの条例が一方的に規制するのではなく、たばこを吸う人、それから市民、事業者からもそういうたばこのマナーということに考えていただいて、行政の規制だけやなしに両方でよりよいまちづくり、安全・安心なまちづくりをという考え方でこういうような制度ができたところでございます。

先ほども、資料にありましたように各団体、この資料の・の3番目でございますけれども、日常的な街頭啓発、啓発ポスターの掲示等の活動、それから啓発物品などでそういうふうに啓発を行っていただいた、そういうような形でそれぞれ取り組んでいただいているところでございます。

そういうことも含めまして、この制度の重要性とは私ども十分認識はしておりますが、なかなか各団体との活動の状況、それからどういうところが団体としていろいろ思いを持っておられるか、そういうことにつきましてなかなかこの20年度からもう既に6年ほど経過してる中で、これまで十分な意見交換できてるかというところ、そこんところはそこまでいってないのかなという認識を持っておりますので、ページめくっていただきますと、24ページ25ページのような各団体へアンケートといえますか、簡単なものではございますけれども、そういうことをお送りというか一度アンケートをとらせていただいて、その中でいろいろ出てくる意見につきまして、また意見交換するきっかけということで取り組んでいけないのかなと考えております。したが

いまして、各委員の先生方の意見、それからいろんなアドバイスをいただいた中で、そういうふうにはたばこ市民マナーエリア団体と連携を取っていきたいということで、本日提案させていただいたところです。御意見よろしくお願ひいたします。

○山西委員長　ありがとうございます。

そうしましたら、このたばこ市民マナーエリアの制度の活性化、さらに活性化していくためにどういうふうにしていったらいいのかということを含めて、このアンケート調査をすることはどうか、その内容はどうか、また意見、団体等の間での交流だとか意見交換なり、要は設置すべきかどうかを含めまして、委員の方々、御意見、御質問がありましたらいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員　非常にアンケートをするということはいいことだというふうに感じております。そもそもその制度があることに関して、制度そのものを活性化するというよりは、制度をどう使っていくかというところで、やはり活性化すべきじゃないかというふうに思っています。

その中でちょっと感じたんですけれども、アンケートの中で⑩のところ、貴団体の取り組みでうまくいってる事例などがありましたら御記入くださいということなんですけれども。このマナー向上ですね、やはり子ども、将来社会を担っていく小学生であるとか、中学生、高校生、大学生も含めてマナー向上に対して、やはり大人たちがやっていることを傍観するのではなく、一緒に活動に加わるとか。小学校の学校とともに一緒に活動していけるような、そういう素地があればなおさらいいのかなと。今回アンケートをとって見て、そういう子どもとのかかわりであるとか、小学校と学校機関との連携であるとか。そういったことがもし見られれば、さらにそういうことを行政のほうでも支援していくような体制をとれば、おもしろい活動ができるんじゃないかなというふうに思っています。

○山西委員長　ありがとうございます。あと、御意見ございますでしょうか。

吉田委員、何か質問、従前、パブリック・コメント等に関してかなり御要望があっ

たかと思いますが。

○吉田委員　このアンケート、参加団体へのアンケートはいいことと思うんですが。逆に言いますと、もう少し広げるという趣旨から、その参加されてない団体に対しての何かこう前向きな、単に募集してますよではなくて、例えば商店街いっぱいこれ登録されてますが、じゃあ、そのほかのやられてないところに対しても、ここだけの商店街でこんな運動されてますよと、もう少し勧誘するようなアクションもあってもいいんじゃないかなというのが1点。

もう1点、行政予算が乏しい中でいろんなグッズが減ってきておるというところで、これ賛否両論あるんですけれども、企業さんがある種CSR活動の一環で、そういったものはですね、広告を兼ねての提供を求めるといようなことについても御検討いただいたらいいんじゃないかなと思います。以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。あと、御意見ございますでしょうか。田中委員。

○田中委員　先ほどのお話でちょっと感化されたんですけれども。参加してない団体の周知もとても大事なことだと私も思っております。最近、やはりそれを行政がやるのではなくて、民と民でお互い広げていくというような動きがあればすごくいいことだと思いますし。最近、行政では難しいSNS、フェイスブック、ツイッター等ですね、使い方によっては非常に効果的なものであり、そういうものを使って、例えばここは禁止区域にすべきだとかいう話もできるだろうし。そういう民と民がお互いが支えあうとか、知らせるとかいう関係づくりをいかにつくっていけるかというところで、行政は支援していく必要があるのかなというふうにちょっと感じました。

○山西委員長　ありがとうございます。あと、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか、今回は。

さらに、次の議題といたしまして、たばこ市民向上エリア制度の新規応募団体、たった今、参加してない団体にどう勧誘するか、さらにそれをもっと行政指導じゃなく

て、民と民の間でどうやって活性化していくかという御意見も吉田委員、田中委員のほうからなされたかと思いますが、それも踏まえまして、この新規応募団体等について議題で検討したいと思うんですけれども。この件に関しまして、公開、非公開の大阪市のほうの指針等がございましたら御説明いただけますでしょうか。

○金箱課長　それでは、お手元に審議会等の設置及び運営に関する指針の抄ということで、解釈・運用手引きをお渡ししておるかと思いますがけれども。その中で1枚めくっていただきますと、本来会議は公開ということをまずうたっております。次これ、この資料のページで言いますと17ページに、ただしということで会議におきまして個人に関する情報それがあつた場合につきましては、非公開ということのできるということがございます。

たばこ市民マナー向上エリア制度につきましては、申請書等につきまして参加するなどの参加者の名簿とか、そういうことも踏まえて資料提供の上、議論いただくことになりますので、このいわゆる個人情報に該当するような情報がございますので、この事案につきましては非公開ということをお願いしたいと思います。以上でございます。

○山西委員長　ただいま、大阪市の指針として個人情報にかかわる問題があるので、非公開ということという御提案がございました。

それでは、まず非公開の取り扱いで、この点に関してはまずは審議したいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、非公開で審議をしたいというふうに思いますので、申しわけございませんが、傍聴の方や、それから報道関係者の方は御退席お願いできますでしょうか。

御協力ありがとうございます。

《非公開》